

資料提供
滋賀労働局
平成 29 年 10 月 27 日 (金)
16 時 30 分解禁

担 課 長 補 佐 高 齢 者 対 策 担 当 官	滋賀労働局職業安定部職業対策課
	長 東田 典昭
	課長補佐 松村 重孝
	高年齢者対策担当官 岩崎 康司
	電話 0 7 7 - 5 2 6 - 8 6 8 6

平成 29 年「高年齢者の雇用状況」集計結果 (滋賀県)

- ・希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業割合は 75.3% (前年比 1.3 ポイント上昇)
- ・「65 歳以上定年」は 13.1% (前年比 0.6 ポイント上昇)、
「定年制の廃止」は 3.3% (前年比 0.6 ポイント上昇)

滋賀労働局 (局長 大山 剛二) は「高年齢者の雇用状況」(平成 29 年 6 月 1 日現在) の県内集計結果をとりまとめましたので、公表します。

【集計結果のポイント】

1. 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業割合は 75.3%(前年比 1.3 ポイント上昇)
＜全国平均は 75.6%＞
2. 定年制の廃止および 65 歳以上定年企業は 226 社と前年に比べ 26 社増加し、その割合 16.4%(同 1.2 ポイント上昇)＜全国平均は 19.6%＞
3. 法が義務付ける高年齢者の雇用確保措置(*1)を講じている企業は 99.3%と前年の 98.6%を 0.7 ポイント上回った＜全国平均は 99.7%＞
中小企業 98.5%、大企業では 100.0%の企業で講じている(*2)
4. 70 歳以上まで働ける企業割合は 21.6%(同 3.9 ポイント上昇)＜全国平均は 22.6%＞

【参考】

- (*1) 「高年齢者の雇用の安定等に関する法律」(平成 25 年 4 月 1 日改正) では、65 歳までの安定した雇用を確保するため、企業に①「定年の廃止」や②「定年の引上げ」③「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付けています。
- (*2) この集計は、県内に主たる事業所があり、常時雇用する労働者数が 31 人以上規模の 1,379 社を対象としている。また、常時雇用する労働者 31~300 人規模(1,287 社)を「中小企業」、301 人以上規模(92 社)を「大企業」としています。

表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み		②未実施		合計 (①+②)	
31~300人	1,278	(1,210)	9	(18)	1,287	(1,228)
	99.3%	(98.5%)	0.7%	(1.5%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	92	(91)	0	(00)	92	(91)
	100.0%	(100.0%)	0.0%	(0.0%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	1,370	(1,301)	9	(18)	1,379	(1,319)
	99.3%	(98.6%)	0.7%	(1.4%)	100.0%	(100.0%)

※()内は、平成28年6月1日現在の数値。

図1 雇用確保措置実施済み企業

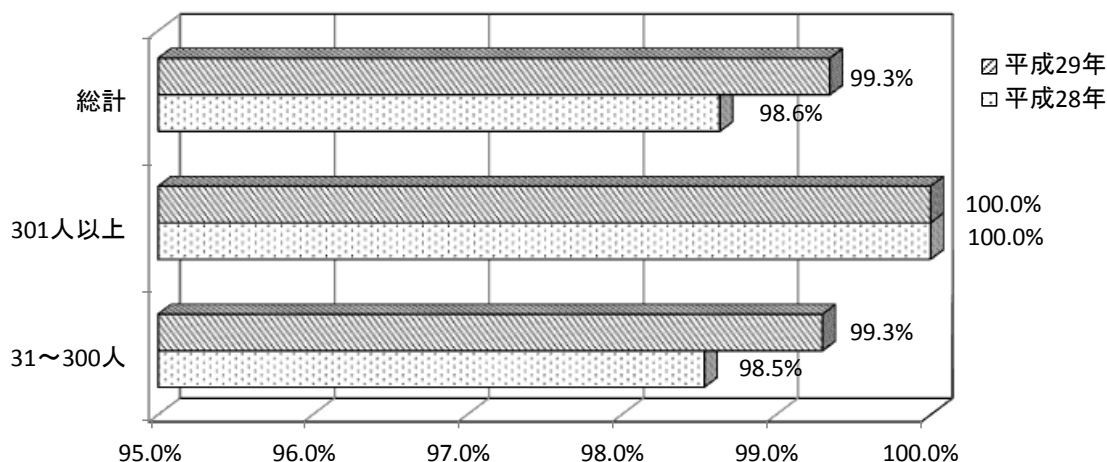


表2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

(社、%)

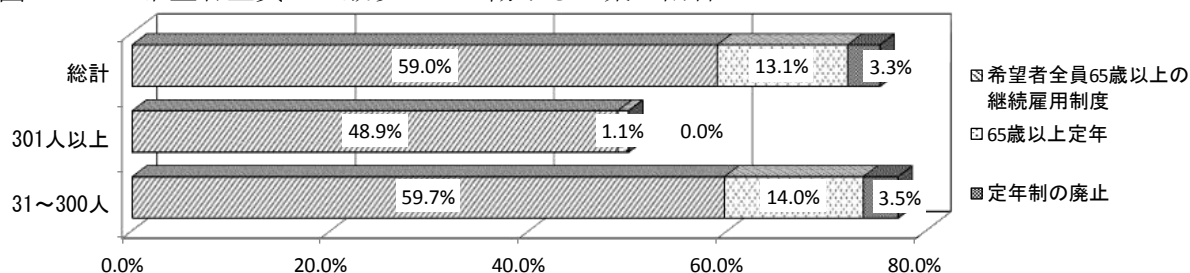
	希望者全員が65歳以上まで働ける企業			合計 (①+②+③)	報告した 全ての企業
	①定年制 の廃止	②65歳以上 定年	③希望者全員 65歳以上の 継続雇用制度		
31~300人	45 (35)	180 (163)	768 (732)	993 (930)	1,287 (1,228)
	3.5% (2.9%)	14.0% (13.3%)	59.7% (59.6%)	77.2% (75.7%)	100% (100%)
301人以上	0 (0)	1 (2)	45 (44)	46 (46)	92 (91)
	0.0% (0.0%)	1.1% (2.2%)	48.9% (48.4%)	50.0% (50.5%)	100% (100%)
31人以上 総計	45 (35)	181 (165)	813 (776)	1,039 (976)	1,379 (1,319)
	3.3% (2.7%)	13.1% (12.5%)	59.0% (58.8%)	75.3% (74.0%)	100% (100%)

※()内は、平成28年6月1日現在の数値。

「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」は「定年制の廃止」、「65歳以上定年」及び「希望者全員65歳以上の継続雇用制度」の合計である。

「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

図2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合



1 高齢者雇用確保措置の実施状況

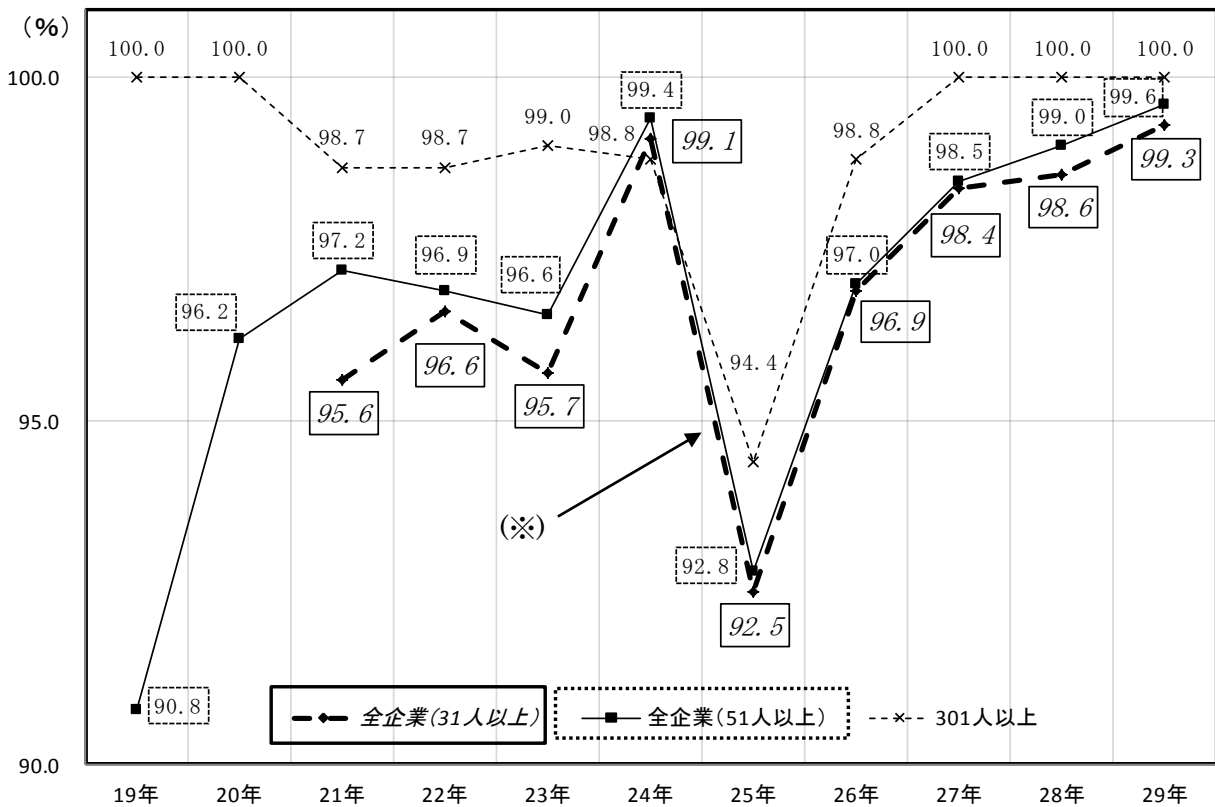
(1) 全体の状況

高齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という）の実施済企業の割合は99.3%（1,379社中1,370社、前年に比べ0.7ポイント上昇）、うち51人以上規模の企業で99.6%（910社中906社、前年に比べ0.6ポイント上昇）となっている。

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、規模301人以上100.0%（92社中92社、前年と同水準）、規模31～300人99.3%（1,287社中1,278社、前年に比べ0.8ポイントの上昇）となっている。（表1）

高齢者雇用確保措置実施状況の推移



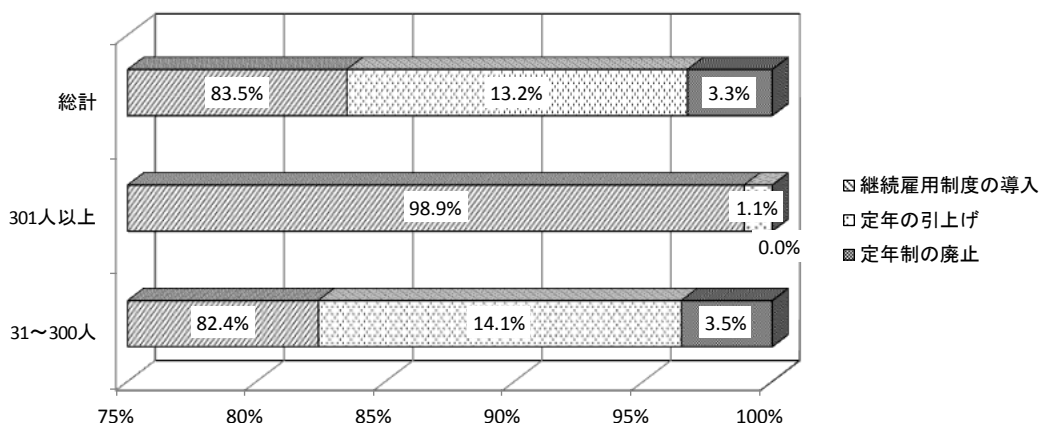
(※)平成25年4月に制度改正（継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止）があったため、平成24年と25年の数値は単純比較できない

(3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ① 「定年の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は 3.3% (45 社)
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は 13.2% (181 社)
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は 83.5% (1,144 社) となっており、定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(図 3 参照)

図 3 雇用確保措置の内訳

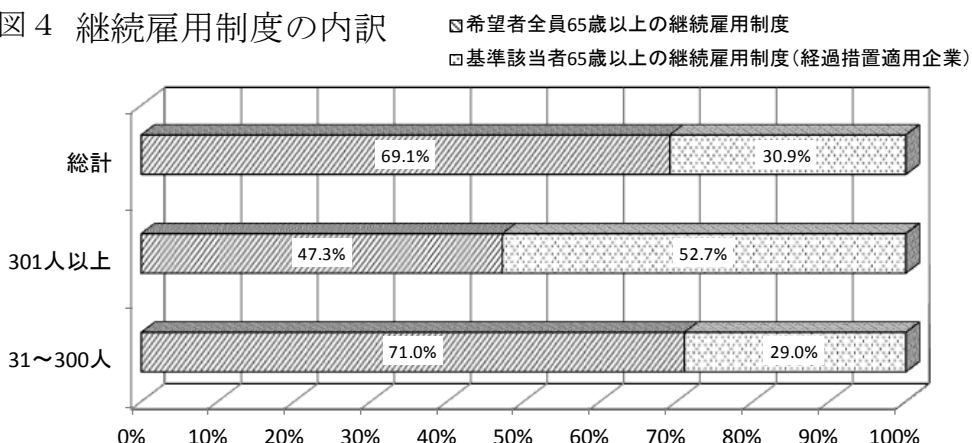


(4) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業 (1,144 社) のうち

- ① 希望者全員を対象とする 65 歳以上の継続雇用制度を導入している企業は 69.1% (791 社)
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業 (経過措置適用企業) は 30.9% (353 社) となっている。(図 4 参照)

図 4 継続雇用制度の内訳



(5) 継続雇用先の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業 (1,144 社) の継続雇用先について、自社のみである企業は 96.6% (1,105 社)、自社以外の継続雇用先 (親会社・子会社、関連会社等) のある企業は 3.4% (39 社) となっている。

2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

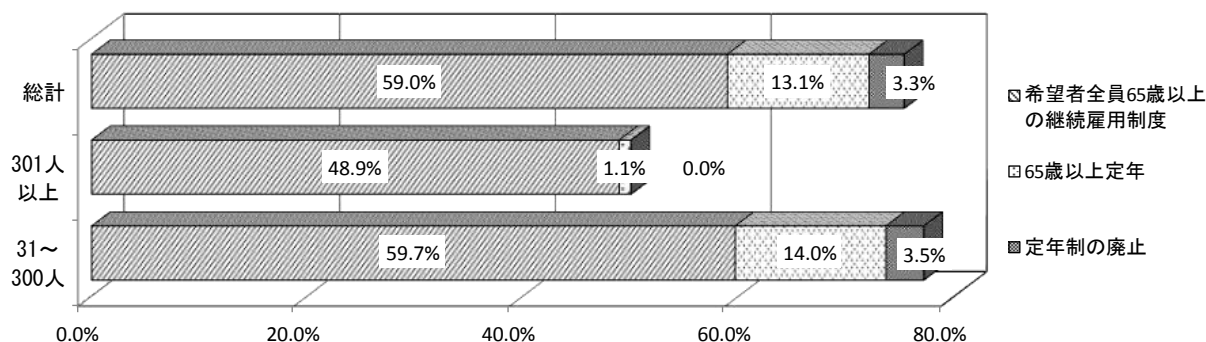
(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が65歳以上まで働ける企業は1,039社（対前年比41社増加）、割合は75.3%（同1.3ポイント上昇）となっている。

企業規模別に見ると、

- ①中小企業では993社（同63社増加）、77.2%（同1.5ポイント上昇）、
 - ②大企業では46社（同増減なし）、50.0%（同0.5ポイント低下）、
- となっている。（図5参照）

図5 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合



(2) 70歳以上まで働ける企業の状況

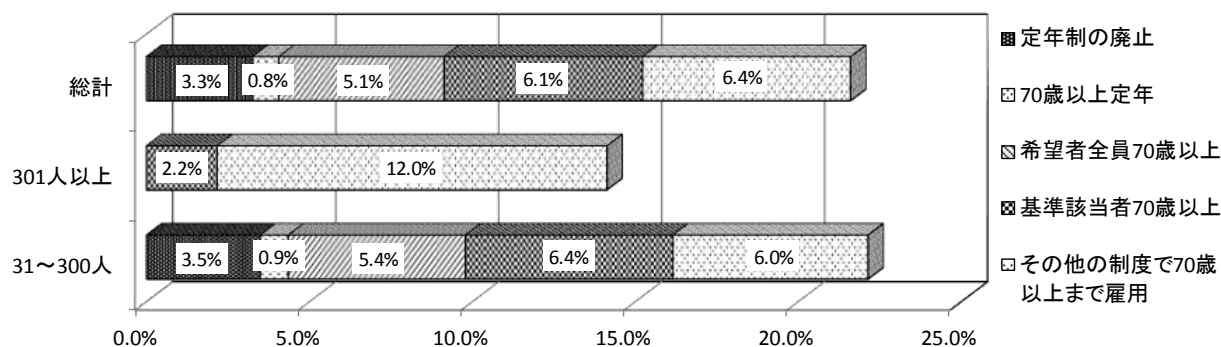
70歳以上まで働ける企業は、298社（対前年比64社の増加）、割合は21.6%（同3.9ポイントの上昇）となっている。

企業規模別に見ると、

- ①中小企業では285社（同61社の増加）、22.1%（同3.9ポイントの上昇）、
- ②大企業では13社（同3社の増加）、14.1%（同3.1ポイントの上昇）となっている。

（図6参照）

図6 70歳以上まで働ける企業

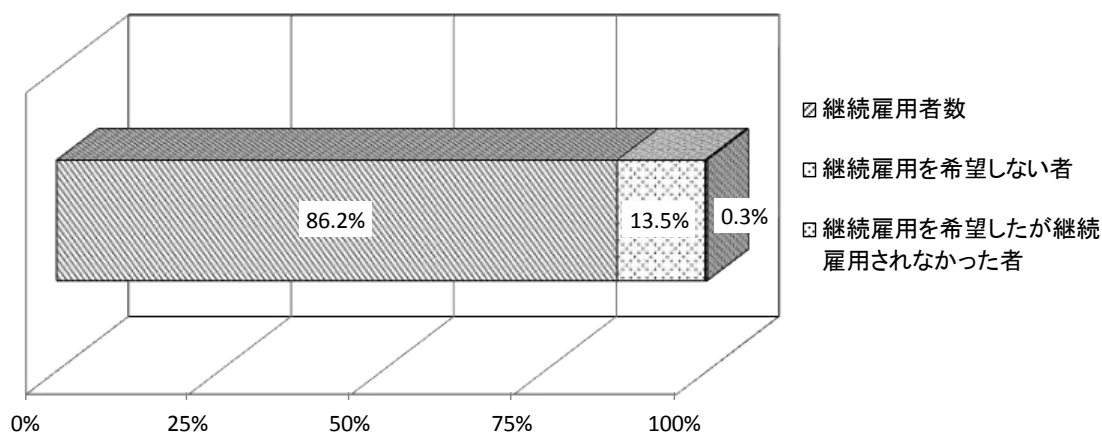


3 定年到達者等の動向について

(1) 定年到達者の動向

過去1年間（平成28年6月1日～平成29年5月31日）の60歳定年企業における定年到達者（1,902人）のうち、継続雇用された者は1,639人（86.2%）（うち子会社・関連会社等での継続雇用者は71人）、継続雇用を希望しない定年退職者は257人（13.5%）、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は6人（0.3%）となっている。（図7参照）

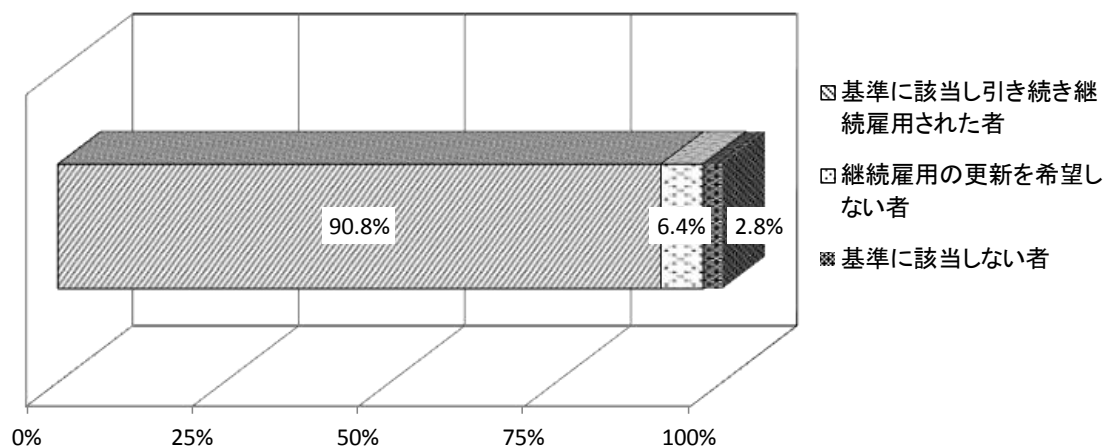
図7 定年60歳企業における定年到達者の動向



(2) 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

平成28年6月1日～平成29年5月31日の間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢（62歳）に到達した者（390人）のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は354人（90.8%）、継続雇用の更新を希望しなかった者は25人（6.4%）、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は11人（2.8%）となっている。（図8参照）

図8 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況



4 高年齢労働者の状況

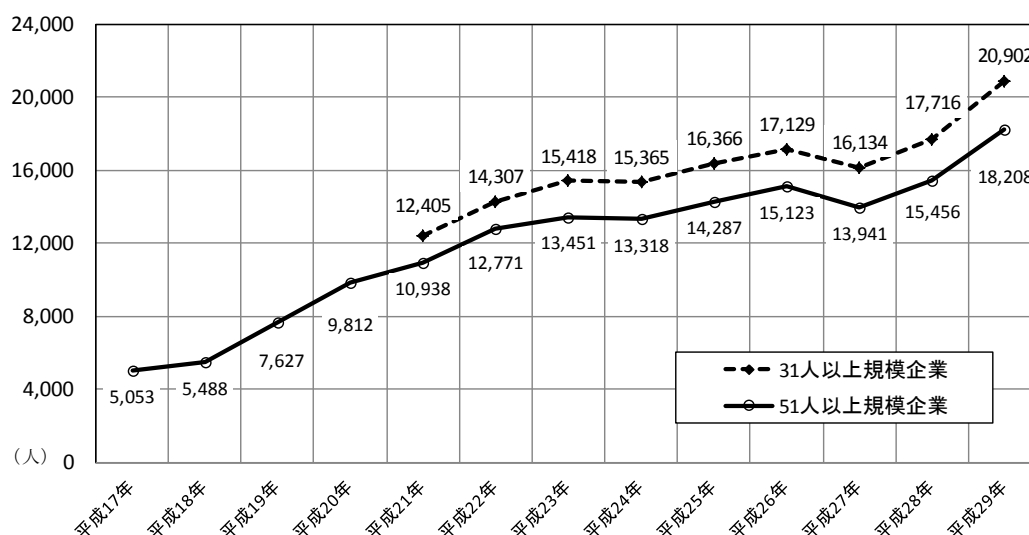
(1) 年齢階級別の常用労働者数について

31人以上規模企業における常用労働者数 175,731 人のうち、60歳以上の常用労働者数は 20,902 人で 11.9%を占めている。(図9参照)年齢階級別に見ると、60～64歳が 12,391 人、65～69歳が 6,406 人、70歳以上が 2,105 人となっている。

(2) 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の推移

51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は 18,208 人であり、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると 13,155 人増加している。31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は 20,902 人であり、平成21年と比較すると、8,497 人増加している。(図9参照)

図9 60歳以上の常用労働者の推移



5 今後の取組

滋賀労働局では、この集計結果を踏まえ、高年齢者の雇用の安定等に関する法律を企業に遵守いただくため、次の取組を進めてまいります。

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置が未実施である企業(31人以上規模企業)9社に対して、滋賀労働局、ハローワークによる個別指導を強力に実施し、早期解消を図ります。

(2) 生涯現役社会の実現に向けた取組

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下等を踏まえ、生涯現役社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤としつつ、高年齢者雇用安定法の義務を超え、年齢にかかわらず働き続けることが可能な企業の普及・啓発等に取り組みます。